別表五（第三十五条の六関係）

| 植物又は指定物品 | 消毒の基準 | | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 方法 | 使用薬剤及び薬量 | 消毒基準温度 | 消毒時間 | |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |

別表十（第四十条関係）

| 寄主植物又は宿主植物 | 有害動物又は有害植物 |
|---|---|
| 第一　有害動物 | |
| 一　アスパラガス | アザミウマ類 |
| 二　いちご | アザミウマ類、アブラムシ類、コナジラミ類及びハダニ類 |
| 三　いね | イネドロオイムシ、イネミズゾウムシ、コブノメイガ、スクミリンゴガイ、セジロウンカ、ツマグロヨコバイ、トビイロウンカ、ニカメイガ、斑点米カメムシ類、ヒメトビウンカ及びフタオビコヤガ |
| 四　おうとう | ハダニ類 |
| 五　かき | アザミウマ類、カイガラムシ類、カキノヘタムシガ及びハマキムシ類 |
| 六　かんきつ | アザミウマ類、アブラムシ類、ハダニ類、ミカンサビダニ及びミカンバエ |
| 七　きく | アザミウマ類、アブラムシ類及びハダニ類 |
| 八　キャベツ | アブラムシ類及びモンシロチョウ |
| 九　きゅうり | アザミウマ類、アブラムシ類、コナジラミ類及びハダニ類 |
| 十　さつまいも | ナカジロシタバ |
| 十一　さといも | アブラムシ類 |
| 十二　さとうきび | カンシャコバネナガカメムシ及びメイチュウ類 |
| 十三　すいか | アブラムシ類 |
| 十四　だいこん | アブラムシ類 |
| 十五　だいず | アブラムシ類、吸実性カメムシ類、フタスジヒメハムシ及びマメシンクイガ |

別表五（第三十五条の六関係）

（新設）

| 植物 | 消毒の基準 | | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 方法 | 使用薬剤及び薬量 | 消毒基準温度 | 消毒時間 | |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |